

## 26 被災した住宅の再建支援の充実強化

提出先 内閣府

### 【提案項目】

被災した住宅の再建支援の充実強化を図るため、次の措置を講じること。

1 支援金の拡大

被災者生活再建支援基金では対応できない大規模災害が発生した場合は、国において所要の措置を講じるとともに、支援金の額のかさ上げを行うこと。

2 共済制度の創設

住宅再建に関する共済制度を創設すること。

### 【提案理由等】

- 1 建物全壊・火災焼失家屋が約85万棟に及ぶと想定されている首都直下地震のような大規模災害が発生した場合には、被災者生活再建支援基金では対応できないことが見込まれる。現実には、東日本大震災の対応により基金が枯渇する状況となり、各都道府県で基金への拠出を行った。拠出額のほとんどは特別交付税による措置がなされ、地方の負担は最小限に抑えられているが、今後も大規模災害が発生した場合には、国の全額保証とするなど所要の措置を講じるとともに、被災者の生活再建に十分な額とする必要がある。
- 2 自助と公助の間を埋める住宅所有者間の相互扶助制度である住宅再建に関する共済制度については、地方自治体が単独で制度を創設した場合、一度に多額の出費が見込まれ破綻のおそれがあることから、全国規模の制度構築が必要である。

### 地震による被害の軽減化及び再建に対する対策の柱

自助

・・・住宅のローン減税や耐震改修促進税制等を使って自宅の耐震化などを行う。  
(平成18年度から制度化)

共助

・・・共済制度を創設して住宅所有者相互で住宅の再建を助け合う。

公助

・・・被災者生活再建支援法に基づき最高300万円までの支援を行う。  
(平成10年度から制度化、平成16年度及び平成19年度に住宅再建につき充実強化)